

○傷病手当金についての質問と回答○

問1 対象になるのはどのような人ですか。

答 日野市の国民健康保険に加入されている方で、給与等の支払を受けている方（被用者）が以下のいずれかに該当し、療養のため労務に服せない場合に対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

※自営業・フリーランスの方は対象外となります。

問2 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合とはどのような場合ですか。

答 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合です。結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合も含まれます。

問3 支給対象となる日はどのような日ですか。

答 令和2年1月1日から9月30日までの間で、問1の対象となる方が、療養のため労務に服せなかった日が対象となります。労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服せなかった日が対象となります。

問4 給与等とは具体的にどのような収入でしょうか。

答 所得税法第28条1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる賃金、給与です。ただし、賞与（健康保険法第3条6項に規定する賞与）は含まれません。

問5 フリーランスは対象にならないのでしょうか。

答 自営業の方や個人で事業を行う方は、給与等の支払を受けていないため、対象になりません。

問6 支給額はどのように計算するのでしょうか。

答 直近3月間の収入を基に1日当たりの支給額を計算し、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服せなかった日数分の支給を行います。

支給額＝1日当たりの支給額（注）×労務に服せなかった日数

（注）1日当たりの支給額

＝直近3月間の収入額／直近3月間の労務に服した日数×2/3

問7 1日当たりの支給額の上限はありますか。

答 上限は30,887円です（令和2年3月現在）。標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額です。

問8 申請をするにはどのようにしたらよいでしょうか。

答 保険年金課給付係へお電話でお問い合わせください。申請方法をご案内させていただき、申請書等を郵送させていただきます。必要事項をご記入のうえ郵送で保険年金課給付係までお送りください。

問9 事業主や医療機関に記載をしてもらう書類もあるのでしょうか。

答 事業主記入用の申請書、医療機関記入用の申請書があります。医療機関記入用は医療機関を受診していない方は不要です。

問10 申請書以外の提出書類はありますか。

答 誓約書兼同意書、請求書をご提出いただきます。
請求書の振込口座を世帯主以外の口座を希望される場合は、委任状もご提出いただきます。

問11 支給までどのくらいの期間がかかりますか。

答 申請をいただいてから支給までは、通常10日前後、場合によっては1か月程度かかる場合があります。
申請内容によっては審査にお時間をいただく場合があります。

申請手続きに関するご相談やお問い合わせは、お電話でお願いします。

問い合わせ先

日野市市民部保険年金課給付係

〒191-8686 日野市神明1丁目12番地の1

電話042-514-8276（直通）